第三回連載

血圧は何歳ごろから上がるのか？

東京大学大学院医学系研究科
公共健康医学専攻社会予防疫学分野
教授　佐々木　敏

「実はぼくも高血圧だ」という人にこのところよく会う。かれらの多くが50歳の後半から60歳くらいだ。つまり、還暦前後に血圧は急に上昇する。…というのは真っ赤な嘘だ。

図は日本人における年齢ごとの収縮期血圧の平均値である。1971年という古いデータを併記したのは、最近のデータには降圧剤によって血圧が下がっている人たちが多く含まれ、それによって平均値が低く見積もられてしまうからである。2010年のデータで50歳以後の血圧上昇が緩やかになっているのはこのためだ。（注意：降圧剤で血圧が下がるのは薬が効いているときだけで、薬が切れたらすぐに元に戻る。降圧剤は高血圧を治すわけではない。）1971年のデータが示すように、血圧はある年齢で急に上昇するのではなく、加齢とともに徐々にほぼ直線的に上昇する。そして、男性は60歳の手前で、女性は60歳を過ぎたあたりで高血圧（上が140㎜Hg以上または下が85㎜Hg以上）の人が半数を超える。

もしも高血圧になりたくなければ、高血圧の診断を待っていては完全に遅い。リストラにあってから失職の存在に気づくのと同じである。若いときから今年まで定期健診で測った血圧の値を並べてみてほしい。上昇傾向が認められたらあなたは高血圧に向かっている。ほぼ同じならばおそらく高血圧にならない幸せな人である。加齢とともに血圧が上がる人と上がらない人のちがいは何か。もっとも考えやすいのは遺伝子のちがいである。これは親の責任だ。もうひとつが生活習慣である。こちらは自分の責任である。どのような生活習慣が血圧を押し上げるのか。これは次回以後ご覧に入れたいが、その前に、なぜそれほどまでに高血圧を恐れるのかについて説明しておかねばならない。

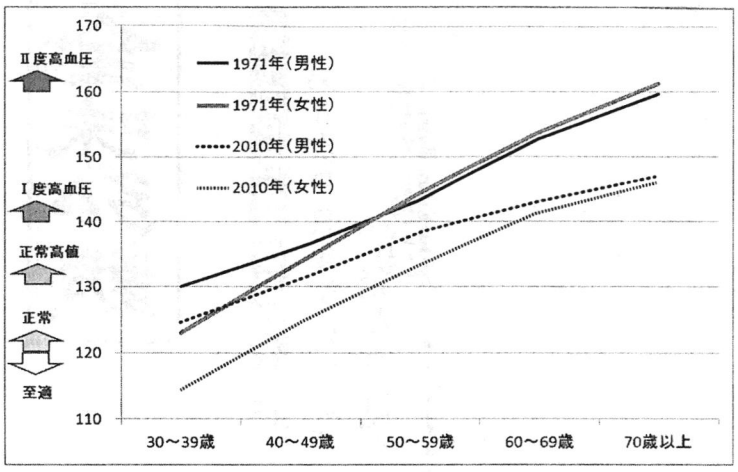

図．厚生労働省（厚生省）が実施した循環器疾患基礎調査における成人の収縮期血圧の平均値
2010年の値は1回目の測定値を用いた平均値。1971年の測定条件は不明。
図の左に添えたものは、日本高血圧学会「高血圧治療ガイドライン2009年版」による血圧の分類。

（一社）全国公正取引協議会連合会主催
消費税転嫁対策特別措置法に関する初の説明会開催される

七月四日、（一社）全国公正取引協議会連合会の会員協議会を対象とした表記（法律の正式名称は「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」、以下、消費税特別措置法と略記）の説明会が東京で開催された。消費税特別措置法は、四つの特別措置から構成されており、その各々について説明が行われた。講師は、公正取引委員会事務総局取引部取引企画課長の山田弘氏と消費者庁　表示対策課長　片桐一幸氏である。同法を所管する行政サイドが開催する初めてのものである。

最初に登壇した公取委・山田課長は本題に入る前に消費税特別措置法の制定に至る経緯から入った。一昨年から関係府省庁で作業に着手し、消費増税に伴う影響の分析をした上で、円滑に導入するための仕組みの検討に入り、当初は下請法等既存の法律の活用も考えたようである。法に基づいて公取委が担当する3つの特別措置の要点は次の通りである。

第1．消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

【対象事業者】
①特定事業者（買い手）：大規模小売事業者と特定事業者から継続して商品又は役務（配送業務等）の供給を受ける法人事業者
②特定供給事業者（売り手）：大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、資本金等の額が三億円以下の事業者、個人事業者

一．特定事業者の遵守事項（禁止行為）
減額・買いたたき、購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制、税抜き価格での交渉の拒否、報復行為

二．転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等（公取委、主務大臣、中小企業庁長官）

第2．消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

●事業者の遵守事項（消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する行為の禁止）
①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
②取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの

違反行為があった場合は、企業名の公表等が行われる。本法は、特定事業者（販売）に消費税の円滑な転嫁を行うための義務を課すことが趣旨であるため、消費税の転嫁拒否等の行為がないか、今秋には納入事業者約十五万社に対し書面調査（回答は匿名）を実施、来年にはさらに大規模に書面調査が行われる予定である。

第3．価格の表示に関する特別措置

①消費税の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない（総額表示義務の特例）
＊税込価格を表示する事業者は、できるだけ税込価格を至るように努めなければならない。
②事業者が、税抜き価格せて、税抜き価格である場合において、税込価格が明瞭に表示されるときは、景品表示法第4条第1項（不当表示）の適用しない。

第4．消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

●転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外とする（公取委への届出制）

・転嫁カルテル
例：事業者がそれぞれ的に定めている消費税額分の定、端数の合理の処理の決定
・表示カルテル
例：価格について表示方法を用い（届出の手続は表）

次に消費者庁から店頭等における表示の説明があ

味噌の表示

知っテル
ここがミソ～？

詰め合わせ商品や返品に関係する期限表示問題について紹介します。

（出所：農林水産省消費・安全局表示・規格課平成二十五年度食品事業者表示適正化技術講座製造事業者向けサブテキスト）

① 賞味期限が異なる二つ以上の食品を詰め合わせた商品を販売する場合、外装の賞味期限の表示はどのように行えばよいのでしょうか。

個々の容器包装に表示をしてある食品を、購買者の求めに応じて包装する場合には、その外装に表示は必要ありません。他方、小売のための包装、つまり最初から組み合わされた一つの商品として販売する場合には、消費者が外包装から適切に判断することができるようにするため、すべての食品のうち最も短い賞味期限またはすべての食品の賞味期限を外装に表示する必要があります。

② 加工の段階で、期限を過ぎた原材料を使用することは可能ですか。

消費期限を過ぎた原材料を使用することは厳に慎むべきです。

一方、賞味期限は定められた方法により保存された場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限であり、この期限を過ぎた原材料を使用することは、必ずしも禁止されてはいません。ただし、この場合においても、当該原材料の特徴を踏まえた保存温度の変化や加熱加工などを行う際には、社内基準を策定の上、最終製品の品質に問題がないことを科学的・合理的な方法で確認するとともに、その関係記録・帳簿等を保存するなど、慎重かつ十分な管理・確認の下に行われる必要があります。

③ 一度出荷した後返品された商品がまだ期限内の場合、出荷時に付した期限（日時）をそのまま用いたり、期限を延長して付したりして出荷することはできますか。

期限表示は、食品の特性等に応じて科学的・合理的根拠をもって適正に設定すべきもので（「食品期限表示の設定のためのガイドライン」参照）、定められた方法により保存した場合の期限として表示されています。

一度出荷した後返品された商品については、定められた方法により保存されていたかを確認することは通常困難であり、品質が保証できないため、一度出荷した後返品された商品を再出荷することは、原則として認められません。そのため、やむを得ず再度出荷することは、出荷後に定められた方法で保存されていることが確認されており、かつ、当該方法で保存されれば品質劣化がほとんど生じない場合に限り認められるものであり、その際にも、科学的・合理的根拠に基づいて適切に期限を設定する必要があります。なお、返品された商品に対して、出荷時に付した期限（日時）を延長して付することは、科学的・合理的根拠がないことになるため、認められません。

なお、本法は平三月三十一日に国民に対する広②通報した者の②する方全の措置監視を行うため勢の整備、が規る。第1から4措置に関しては、い合せ窓口が設本件について、八～十九日に福する全味・全国会議において公会・消費者庁われる。

（全味公取